

建設工事請負契約に係る前金払の取り扱いを以下のとおり改正しました。

平成21年9月1日施行

前金払対象の建設工事請負代金額	130万円以上
前金払割合	請負代金の10分の4以内
平成21年9月1日以降に発注された建設工事請負契約が対象となります。	

注意 事務手続の都合により、平成21年9月1日以降に契約締結した場合でも、前金払割合が30%になる場合があります。告示（入札執行）の前金払割合を確認のうえ、入札に参加くださるようお願いいたします。

総合政策部管財課財産管理契約グループ